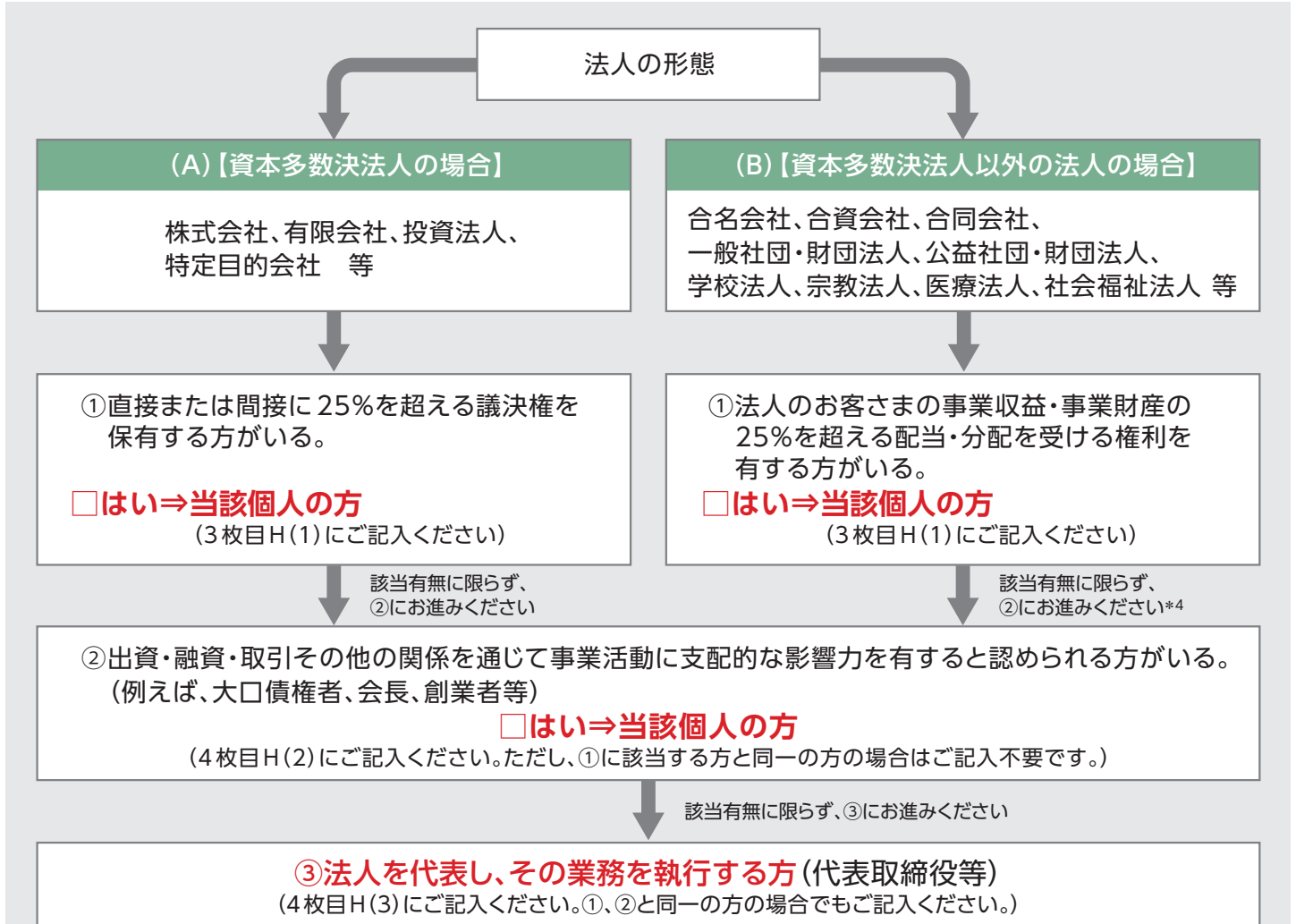


# 法人のお客さまの「実質的支配者」確認方法

## 【「実質的支配者」とは】

議決権の25%超を直接または間接に保有\*1する等、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方をいいます\*2\*3。

犯罪収益移転防止法で定められる実質的支配者は、①～③の一番最初に該当した方になります。**なお、当行とお取引いただいているお客さまにつきましては、以下①～③に該当する方すべてのご申告をお願いしております。**また、当行では実質的支配者に加え、取引の権限を有する方(当行にお届出印とともにご登録いただいている方)についてもお届けいただいています。



\*1 間接保有とは、「議決権の50%超を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます(下記の例をご参照)。  
\*2 ほかに50%を超える議決権を保有する個人もしくは50%を超える配当・分配を受ける権利を有する個人がいる場合は、その個人の方に確定します。病気等により、法人のお客さまを実質的に支配する意思または能力を有していない、または業務執行を行うことのできない個人の方は実質的支配者に該当しません。また、実質的支配者は個人の方となりますが、国、地方公共団体、上場企業とその子会社は個人とみなします。  
\*3 実質的支配者に該当する方と法人のお客さまとの関係についても確認させていただきます。  
\*4 犯罪収益移転防止法では、資本多数決法人以外の法人の場合、①および②の方が実質的支配者になります。

## 実質的支配者が直接または間接に25%超の議決権を保有する例

